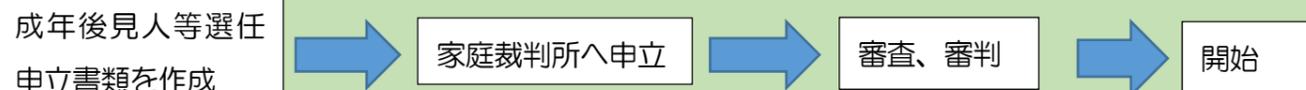




## 成年後見制度ご利用の流れ



申立てには、費用がかかります（約1～2万円、鑑定が必要な場合は鑑定費用追加）

## Q & A

Q 成年後見人ができないことは？

A 本人の意思決定によるべきものとして、次のことがらが定義されています。

①日用品の購入、②食事や排せつ等の介助等の事実行為、③医療行為への同意、④身元保証人、身元引受人、入院保証人等への就任、⑤本人の住居を定めること、⑥婚姻、離婚、養子縁組・離縁、認知等の代理、遺言など

Q 財産を他人に預けるのは不安

A 成年後見人等は毎年、財産の動きや残高、成年後見人として活動したことから、事務報告として家庭裁判所に報告する義務があります、新聞などで成年後見人が横領した・・・などの記事が散見されることがありますが、逆に言えば、悪意のある行動は事務報告の際に判明するということです。正規の代理人でない人に財産を預けて、紛失や浪費されても確認する術が無い場合が多いため、成年後見制度利用はご本人の財産の保護になります。

Q お金が掛かるんじゃないの？

A 第三者後見人等には報酬が必要です。報酬の額は家庭裁判所がご本人の財産の額に応じて決定します。財産が乏しい方については、行政による報酬助成などの支援策があります。

Q 一人暮らし高齢者などで親族の支援を受けられず、成年後見制度の利用が必要と思われるケースがある。制度に繋がたい。

A 申立てができる親族がいない場合や、親族から支援を受けられない等の理由の場合、市長による後見人等選任申し立てが可能な場合があります。詳しくは当センターへご相談ください。



お問い合わせ・ご相談    ご利用は無料です。

**飛騨市成年後見支援センター**（飛騨市社会福祉協議会）

TEL 0577-73-3214    URL <http://www.hidasi-syakyo.net/>  
 飛騨市古川町若宮二丁目1-66（古川町公民館内） 平日 8:30～17:15（土日祝はお休み）

# 成

## 年後見制度とは

成人で認知症などにより、判断能力が低下した方を守るための制度です。

判断能力が不十分で法律行為を行うことが難しくなった場合に、後見人等が代理で契約や財産管理などをして本人を不利益から守ります。

### 成年後見人等ができること

## 財

### 産管理

- ・ 預貯金や現金の入出金管理
- ・ 不動産や車など資産の管理・処分
- ・ 税金の申告・納税
- ・ 年金等の申請や受取
- ・ 遺産に関する手続き・遺産分割手続き

## 身

### 上監護

- ・ 病院での手続きや支払
- ・ 医療や福祉サービスに関しての手続き
- ・ 住居の手続きや契約・支払
- ・ 生活状況の定期的な確認
- ・ 詐欺や悪徳商法からの保護

### 成年後見制度の種類

判断能力低下後のご利用

#### 法定後見制度

認知症などで判断能力が不十分になった際に、家庭裁判所に申立てを行い、後見人等を選任してもらう方法です。後見人等は家裁が選任します。

法に定められた方が申立てできます。

お元気なうちに

#### 任意後見制度

ご本人が判断能力が低下する前に選んだ任意後見人と公正証書によって手伝えてもらいたい内容を決めておきます。ご本人と任意後見人との間で契約書を作成し公正証書にします。

# 支

## 援センターの業務内容

飛騨市成年後見支援センターは、成年後見制度の利用を促進するために、支援や制度利用における進行管理・コーディネート等を行う機関（中核機関）としての業務を行っています。

### 業務内容

#### 広報機能

制度の普及啓発を目的として、チラシ・パンフレットを作成し、周知・理解を促進します。

市内福祉関係者等へ制度の理解を深めていただくために、説明会・研修会等開催し、制度利用を促進します。

#### 相談機能

常に成年後見制度に関する相談窓口を開設し、成年後見制度の利用方法、申立支援を行います。

行政・社会福祉協議会等に設置されている相談窓口等と連携し、課題の解決を支援します。

#### 受任者調整機能

「後見人等候補者がいない」ケースへの支援として、必要に応じて後見人等候補者調整会議を開催し、適切な後見人等候補者を調整して推薦します。

#### 後見人等の育成と継続的支援の実施

市内の専門職（社会福祉士資格取得者等）に対して後見人等候補者となってもらうため、制度の啓発及び継続的支援（受講費用等の助成）を行い、後見人等の育成を図る。

#### 協議会の組織化及び運営

法律の専門職や地域関係者等により構成される協議会を組織化し、成年後見に関する地域課題を検討する会議を開催します。